

感染症について

南総持寺保育園の感染症対策は厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考に作成しています。保育園は予防接種を受けていない生後57日の乳児から保育を行う場所であり、乳幼児は学童・生徒と比較しても、感染症に対する免疫を獲得しておらず、抵抗力が弱く、体力も微弱で、心身の機能も未熟である。また、長時間にわたりお互いに接触する機会が多い保育園は、感染の危険性が高く、種々の感染症が起りやすい場所となっている。保育園内での感染を防止するためには、各感染症の特性を考慮し、感染力がなくなるまで、罹患児の登園を避けることが必要である。

以上の点から、当園では**体調不良が見られる際には速やかに医師の診断を受けていただき**、感染症にかかった後は、医師が記入した意見書か、医師の診断を受けて保護者が記入した登園届けの提出をお願いします。

① 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（＊）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症24時間前から発症後3日程度までが感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児は3日経過）
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	すべての発しんがかさぶた化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺などの腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質剤による5日間の治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症（O157等）		医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染のおそれがないと認められていること

*感染しやすい期間を明確に示せない感染症については空欄としています。

② 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（＊）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	症状のある間と、症状消失後1週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水ほうを形成している間	すべての発しんがかさぶた化していること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿潤な発しんがある場合	皮しんが乾燥しているか、湿潤部分が覆える程度のものであること

*感染しやすい期間を明確に示せない感染症については空欄としています。

③ 場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症（登園届けは必要としません）

感染症名	感染しやすい期間（＊）	登園のめやす
伝染性軟属腫（水いぼ）		掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること

*感染しやすい期間を明確に示せない感染症については空欄としています。

*当園では水いぼが有る場合、プール、水遊びが出来ません。夏場に向けて早めの治療をお願いします。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるよう、感染症については医師の意見書（又は保護者記入の登園届）の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子ども達の健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となってから登園するようご配慮下さい。

また、子どもたちの感染症発症及び感染症の集団発生や流行を防ぐためにも、定期予防接種及び医師等とご相談の上、任意予防接種を接種スケジュールに応じて受けて頂くようお願い致します。

※医師の意見書（病院で用意されているものでも可）、保護者の登園届はホームページ、保育園玄関にあります。